

お客さま各位

日本航空株式会社

## 2019年12月 燃油サーチャージ適用額のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊社に格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、2019年12月の燃油サーチャージ額は、基準となる2019年10月のジェット燃料の平均価格が1バレル当たり75.31米ドルであったことから、燃油指標価格を「75.00以上80.00未満」とし、下記のとおり2019年11月の適用額を継続することといたしましたので、ご案内申し上げます。

JALグループでは、費用削減、収支改善に努めておりますが、航空燃油費の一部を引き続きご負担いただくことにつきまして、何卒、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

－ 記 －

燃油サーチャージ適用額		
①遠距離路線	②アジア遠距離路線	③アジア近距離路線
¥24	¥12	¥12

①遠距離路線(②、③以外の国際線)

②アジア遠距離路線(③を除くアジア)

③アジア近距離路線(香港、中国、フィリピン、台湾、韓国、グアム)

\*燃油サーチャージは貨物の運賃適用重量に対して適用いたします。

\*燃油サーチャージは最低料金適用貨物には適用いたしません。

\*燃油サーチャージの金額は航空運送状の「Other Charges」欄に「MYC」のコードを付けてご記入いただき、「Total Other Charges Due Carrier」欄に他の料金との合算額をご記入ください。

\*燃油サーチャージは前払い・着払いともに可能ですが、運賃(Weight Charge)の支払い方法と、同じでなければなりません。

\*他国発貨物につきましても各国政府の認可が条件となります。詳しくは弊社営業所までお問い合わせください。

以上